

# 富士宮市水道部からの大切なお知らせ

富士宮市指定給水装置工事事業者のみなさまへ

## 富士宮市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分基準を制定しました。

### 目的

富士宮市では、市民に安全で美味しい水を確実に届けるため、水道工事に携わる指定給水装置工事事業者のみなさまが、法令を遵守し、適正な工事を行っていただくことを目的として、違反行為に対する処分基準を制定しました。これまで指定給水装置工事事業者による違反行為があった場合は、その都度検証を行い、処分を決定してきましたが、今回処分基準を明確に制定することにより、適正かつ迅速に処分手続きを行えるようになります。

### 施行日

令和4年4月1日

令和4年4月1日以降に発生した違反行為を、本処分基準の適用対象とします。

### 対象となる違反と違反点数

「富士宮市水道事業指定給水装置工事事業者の指定の取消し等に関する基準」の別表1に示された法令違反が、処分の対象となります。

●別表1における違反に対する処分が『指定の取消し』に該当する場合、指定給水装置工事事業者の指定は取消し処分となります。（※取消し処分の対象については、従前から法令で定められており、取扱いに変更はありません。）

【例】不正の手段により指定業者としての指定を受けたとき。→ 指定の取消し

●別表1における違反に対する処分が『指定の取消し、指定の効力の停止又は文書による注意』に該当する場合、違反の内容によって別表2に定める違反点数を付け、その合計点によって、別表3のとおり処分します。

（※今回制定した処分基準において、文書による注意及び指定の効力の停止処分を決定する際の詳細な基準を設けました。）

【例】無断通水をしたとき。（違反点数4点）→ 文書による注意

管理者の承認を受けず、道路占用許可も取らずに工事を施行したとき。（違反点数2 + 4 = 6点）

→ 1か月の指定の効力の停止

「指定の取消し」及び「指定の効力の停止」処分となった場合、新たな給水装置工事の施行はできません。

### 違反点数の決め方

違反点数は別表2に示すとおり、違反の内容によって異なります。この違反点数に、違反の悪質性、被害の程度や指導に対する対応に応じて、1～5点の加点を行う場合があります。

違反点数は、水道部内に設置する審査委員会によって、適正であるか慎重に審査し決定します。

### 違反点数の有効期限

違反点数の有効期限は、処分決定の日から2年間です。

有効期限内に更なる違反を行った場合は、違反点数が加算され、その合計点数によって処分が決定されます。そのため、違反を繰り返す場合は、より重い処分となります。

### 富士宮市ホームページへの掲載

「指定の取消し」及び「指定の効力の停止」の処分が決定した場合、富士宮市のホームページに掲載するなど、一般に周知します。

内容についてのお問い合わせは、富士宮市役所 水道業務課 庶務係までお願いします。TEL 0544-22-1177